

## 地下水等利用専用水道設置者への指導等指針

平成 28 年 10 月 1 日実施

### 1 趣旨

この指針は、吹田市水道条例施行規程（昭和 33 年水道事業管理規程第 16 号。以下「施行規程」という。）第 7 章に定めるもののほか、吹田市水道条例（昭和 33 年吹田市条例第 327 号。以下「条例」という。）第 34 条の 2 及び第 34 条の 3 の規定に基づく地下水等利用専用水道の設置者への指導等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この指針における用語の意義は、条例及び施行規程の例による。

### 3 事前協議

条例第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定による専用水道布設工事確認申請を環境部と行う前に、地下水等利用専用水道に係る水道施設の構造及び材質並びに管理について行うものとする。

#### （1）地下水等利用専用水道設置計画書

事前協議に当たっては、地下水等利用専用水道を設置しようとする者から地下水等利用専用水道設置計画書（様式第 1 号）を提出させるものとする。この場合において当該計画書に添付する主な書類は、次のとおりとする。

- ① 位置図
- ② 地下水等処理工程図
- ③ その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類

## (2) 事前協議による対策の確認

地下水等利用専用水道設置計画書及び事前協議の内容に基づき施工計画が作成されているかどうかについては、開発行為等に関連する上水道施設の整備に関する協議又は給水装置工事申込みの際に確認するものとする。

## 4 指導等の内容について

施行規程第36条に規定する助言又は指導の内容は、次のとおりとする。

### ① 滞留防止措置

市水の給水管内に長期間滞留することによる水質劣化を防止するため、市水の一定量（給水管内の市水が1日1回以上入れ替わる量）以上を使用し、遊離残留塩素濃度の0.1mg/Lを下回る市水を混合水槽に補給しないこと。また、市水の使用が著しく少ないときは、使用前に非常用水栓等で排水して、規定の残留塩素濃度、濁度等に異常が無いことを確認してから、混合水槽に補給すること。

### ② 逆流防止措置

市水が断水したとき等に混合水槽内の混合水等が市配水管に逆流しないように市水単独の受水槽又は逆止弁を設置する等の対策を講ずること。また、給水機器等の故障で市水と地下水等処理水が同時に混合水槽へ補給されることがあっても排水できる能力のある越流管を設けること及び適切な吐出口空間を確保すること。

### ③ クロスコネクション対策

市水の給水管と市水以外の管等を接続しないこと。管外面に用途が判別できるように表示等を行い、誤接続を防止すること。

## 5 地下水等利用専用水道設置届出書

施行規程第37条第1項の届出書は、地下水等利用専用水道設置届出書（様式第2号）とする。

添付書類は、施行規程第37条第2項で定める。

## 6 地下水等利用専用水道変更・廃止届出書

施行規程第38条の届出書は、地下水等利用専用水道変更・廃止届出書（様式第3号）とする。

添付書類は、施行規程第38条第1項で定める。

## 7 市水の受水増量届出書

施行規程第39条の届出書は、市水の受水増量届出書（様式第4号）とする。ただし、突発的な機器等の故障により緊急に市水の受水を増量する必要がある場合で、事前に届け出ることができないときは、増量作業後、直ちに水道部に連絡の上、速やかに市水の受水増量届出書を提出させるものとする。

様式第1号

地下水等利用専用水道設置計画書

年 月 日

吹田市水道事業管理者 宛  
申出者 住所

氏名 (名称)  
(代表者名) ⑩

下記のとおり地下水等利用専用水道の設置を計画していますので、吹田市水道条例第34条の2第1項の規定により、協議を申し出ます。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地 吹田市

3 地下水等利用専用水道による給水開始予定日 年 月 日

4 予定する使用水量

1日平均給水量		1日最大給水量	
施設における 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量	施設における 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量
m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日

5 地下水等の利用できなくなる事態又は制限される事態が生じた場合に市水から供給を受ける予定水量

1日平均給水量		1日最大給水量	
施設における 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量	施設における 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量
m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日

6 逆流等の防止対策 ( )

※対策実施の確認は、開発行為等に関連する事前協議や給水申込みの際に行います。

事前協議確認

様式第2号

地下水等利用専用水道設置届出書

年 月 日

吹田市水道事業管理者 宛  
届出者 住所

氏名 (名称)  
(代表者名) ㊟

地下水等利用専用水道を設置しましたので、吹田市水道条例第34条の3第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。なお、裏面記載事項を遵守することを誓約します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地 吹田市

3 地下水等利用専用水道による給水開始日 年 月 日

4 予定する使用水量

1日平均給水量		1日最大給水量	
施設における 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量	施設における 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量
m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日

5 地下水等の利用できなくなる事態又は制限される事態が生じた場合に市水から供給を受ける予定水量

1日平均給水量		1日最大給水量	
施設における 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量	施設における 全使用水量	うち、市水から供給 を受ける水量
m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日	m <sup>3</sup> /日

## 6 添付書類

吹田市水道条例施行規程第37条第2項で定めたもの

### 水質管理上等の遵守事項

- (1) 地下水等利用専用水道及び給水装置の水質管理に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 市から供給を受ける水が長期間滞留することによる水質劣化を防止できる量の水を使用すること。
- (3) 平常時に比べ、市から供給を受ける水の使用量を一時的に著しく増量する場合は、事前に届出をすること。
- (4) 地下水処理等を常時減量する場合又は廃止する場合は、必要に応じ、市水からの引込管の増径を行うこと。
- (5) 権利移転の際には、継承者に上記遵守事項を引き継ぐこと。

様式第3号

地下水等利用専用水道変更・廃止届出書

年 月 日

吹田市水道事業管理者 宛  
届出者 住所

氏名 (名称)  
(代表者名) ⑩

地下水等利用専用水道の変更・廃止しましたので、吹田市水道条例第34条の3第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 吹田市
- 3 変更又は廃止をした日 年 月 日
- 4 変更した内容
- 5 添付書類 (変更した時)  
吹田市水道条例施行規程第38条第1項で定めたもの

様式第4号

市水の受水増量届出書

年 月 日

吹田市水道事業管理者 宛  
届出者 住所

氏名 (名称)  
(代表者名) 印

市水から供給を受ける水の使用量を一時的に増量しますので、吹田市水道条例第34条の3第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地 吹田市
- 3 市水から供給を受ける水の増量期間  
年 月 日 から 年 月 日 ごろまで
- 4 市水から供給を受ける水の使用量  
増量前  $\text{m}^3/\text{日}$  程度  
増量後  $\text{m}^3/\text{日}$  程度
- 5 市水から供給を受ける水の使用量を増量する理由 (いずれかに○)  
ア 機器等をメンテナンスするため  
イ 機器等が故障したため  
ウ 地下水等の水質が悪化したため  
エ その他 ( )
- 6 連絡先  
担当者名  
電話番号

## 参 考 資 料

### ・吹田市水道条例 抜粋

#### 第7章 地下水等利用専用水道

##### (事前協議)

第34条の2 地下水等利用専用水道（法第3条第6項に規定する専用水道のうち、市の水道から供給を受ける水に地下水等を混合して使用することができる構造を有するものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、法第33条第1項の規定による確認の申請を行う前に、管理者と協議しなければならない。

2 管理者は、前項の協議において、地下水等利用専用水道に係る水道施設の構造及び材質並びに管理に関し必要な助言又は指導を行うものとする。

##### (設置等の届出)

第34条の3 地下水等利用専用水道の設置者は、その布設工事を完了したときは、速やかに、法第33条第1項に規定する工事設計書その他の書類のうち管理者が必要と認める書類を添えて、当該水道施設について予定する使用水量を管理者に届け出なければならない。

2 地下水等利用専用水道の設置者は、前項の規定により届け出た事項若しくは同項の規定により提出した書類に記載された事項に変更があったとき、又は当該水道施設が地下水等利用専用水道に該当しなくなったときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

3 地下水等利用専用水道の設置者は、使用水量が一時的に著しく増加することが見込まれるときは、事前に、管理者に届け出なければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

##### (協議に関する経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市水道条例（以下「新条例」という。）第34条の2の規定は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）以後に水道法（昭和32年法律第177号）第33条第1項の規定による確認の申請（次項において「確認の申請」という。）が行われる地下水等利用専用水道（新条例第34条の2第1項に規定する地下水等利用専用水道をいう。以下同じ。）について適用する。

3 施行日前に確認の申請が行われた地下水等利用専用水道（附則第5項の規定により協議が行われたものを除く。）の設置者は、新条例第34条の3第1項（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出の際に、水道事業管理者（以下「管理者」という。）と協議しなければならない。

（設置の届出に関する経過措置）

4 施行日前に布設工事が完了した地下水等利用専用水道についての新条例第34条の3第1項の規定の適用については、同項中「その布設工事を完了したときは、速やかに」とあるのは、「平成28年10月1日以後速やかに」とする。

（施行日前の協議）

5 地下水等利用専用水道を設置しようとする者は、この条例の施行日前においても、新条例第34条の2第1項の規定による協議を行うことができる。この場合において、管理者は、この条例の施行日前においても、同条第2項の規定による助言又は指導を行うものとする。

## ・吹田市水道条例施行規程 抜粋

### 第7章 地下水等利用専用水道

（地下水等利用専用水道の設置者に対する指導等）

第36条 条例第34条の2第2項の規定による助言又は指導は、次に掲げる事項について、管理所が別に定めるところにより行うものとする。

- (1) 地下水等利用専用水道に係る給水装置における水の滞留の防止に関すること
- (2) 市の水道から供給を受ける水（以下この章において「市水」という。）と地下水等とが混合された受水槽の水及び地下水等利用専用水道に係る給水装置内の水の市の配水管への逆流の防止に関すること

第37条 条例第34条の3第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設の名称及び所在地
- (3) 1日最大給水量及びそのうち市水の量並びに1日平均給水量及びそのうち市水の量
- (4) 地下水等を利用することが出来なくなった場合又は利用することができる地下水等の量が著しく減少した場合に予定する市水の使用量
- (5) 地下水等利用専用水道による給水の開始年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）第33条第1項に規定する工事設計書
- (2) 前条第1号に規定する滞留を防止するための設備の図面等
- (3) 前条第2号に規定する逆流を防止するための設備の図面等
- (4) その他管理者が必要と認める書類  
(地下水等利用専用水道の変更等の届出)

第38条 条例第34条の3第2項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に前条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて行うものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設の名称及び所在地
- (3) 変更の内容
- (4) 変更年月日

2 条例第34条の3第2項の規定による地下水等利用専用水道に該当しなくなったことの届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 地下水等利用専用水道を設置していた施設の名称及び所在地
- (3) 当該水道施設が地下水等利用専用水道に該当しなくなった年月日  
(市水の使用量の増加の届出)

第39条 条例第34条の3第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設の名称及び所在地
- (3) 市水の使用量の増加が見込まれる期間及び当該期間に見込まれる市水の使用量
- (4) 市水の使用量が増加する理由

・地下水等利用専用水道設置届書の添付書類について

施行規程第37条第2項で定めたものは、以下の添付書類を提出お願いします。

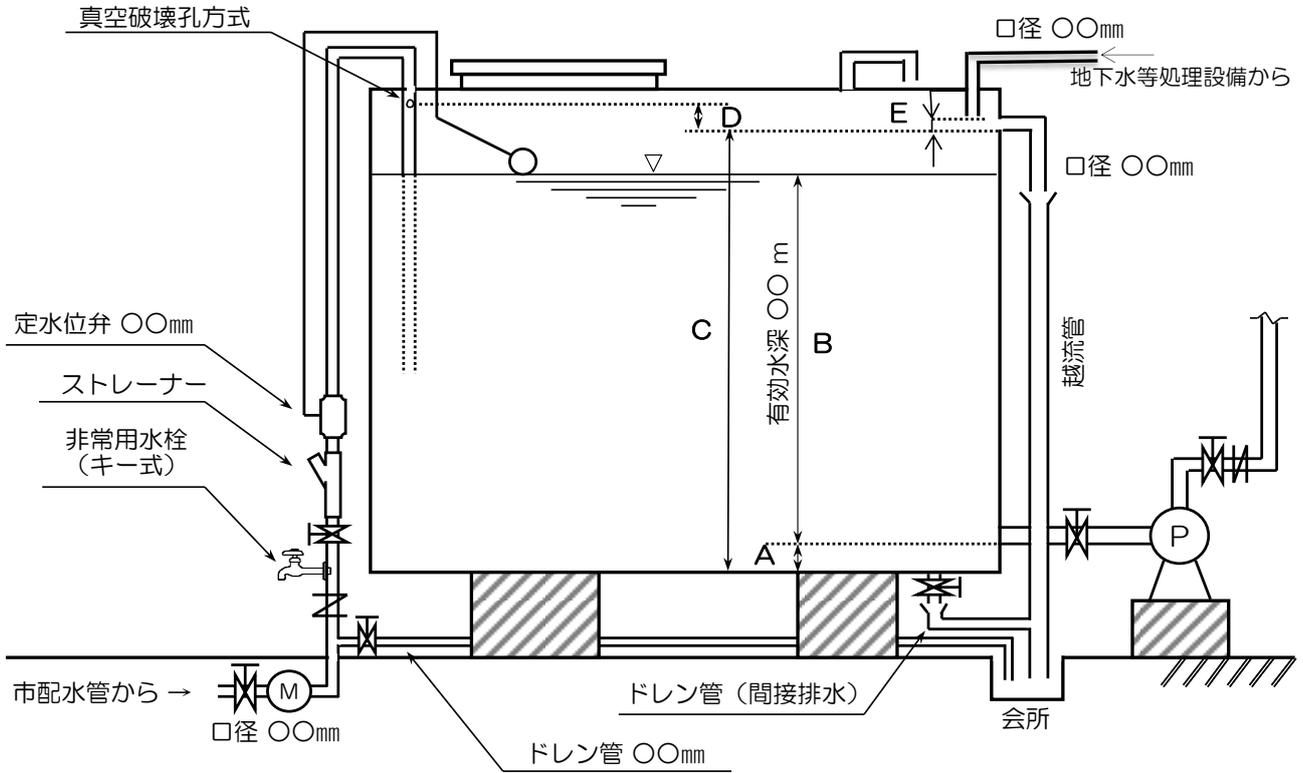
- ① 工事設計書
- ② 配管平面図・断面図（市水分岐から混合水槽までの給水管を含む平面図及び混合水槽の配管高さ、位置等を明記した断面図、地下水等処理水の混合水槽への配管を含む、受水槽がある時は同様とする）図1、図2参照
- ③ 位置図
- ④ 地下水等処理工程図
- ⑤ 混合水槽補水方法（市水及び地下水等処理水を混合水槽へ補給する制御方法、市水を補給する時機がわかる電極位置を図示したもの又はフローチャート等）
- ⑥ その他

# 図1 混合水槽断面図

(各配管の高さ・位置・口径の分かる図)

明記するもの

- A, B, C, D, E等の高さ
- 各配管の口径
- 配管付帯器具等
- 電極で制御する時は、その高さ



# 図2 平面図

